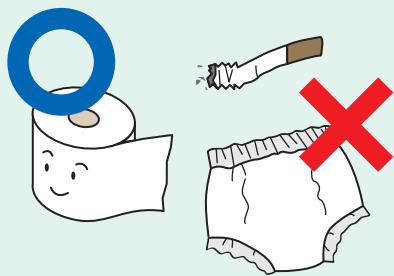
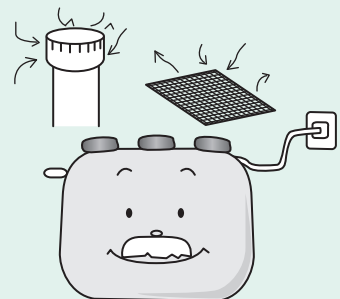


浄化槽を上手に使うポイント

●トイレトイレットペーパー以外のものは流さないでください。



●浄化槽は生き物と同じです。浄化槽（プロフ）の電源は絶対に切らないでください。大切な微生物が窒息してしまいます。



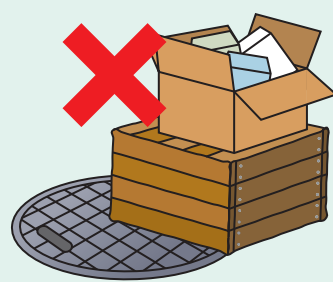
●便器の掃除に塩酸などの劇物や殺虫剤は使わないでください。



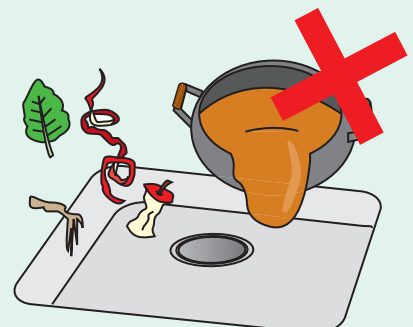
●放流水の色、臭いに注意してください。異常を発見したらすぐに保守点検業者に連絡してください。



●浄化槽の上には物を置かないでください。維持管理の妨げや亀裂、漏水の原因となります。



●台所では油脂類をできるだけ流さないでください。（フライパンに残った油は、紙等で拭き取ってから洗ってください。）



浄化槽全般に関するお問合せ先

賀茂健康福祉センター環境課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2053
東部健康福祉センター生活環境課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2136
中部健康福祉センター環境課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9268
西部健康福祉センター環境課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2250
くらし・環境部環境局生活環境課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2253
静岡市廃棄物対策課	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	054-221-1264
浜松市お客さまサービス課	〒430-0906 浜松市中央区住吉 5-13-1	053-474-7915
沼津市クリーンセンター管理課	〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞2417-1	055-933-0711
富士市生活排水対策課	〒416-8686 富士市本市場 441-1	0545-67-2850
(一社)静岡県浄化槽協会	〒422-8043 静岡市駿河区中田本町 2-10	054-283-7055

浄化槽管理者には各種届出義務等もあります！

- 浄化槽を設置（変更）するときは、設置（変更）届を提出してください。
- 浄化槽の使用開始後、30 日以内に使用開始報告書を提出してください。
- 保守点検、清掃、法定検査の記録は3年間保管してください。
- 使用を廃止したときは、30 日以内に使用廃止届を提出してください。

浄化槽を使用する皆様へ

<静岡県・（一財）静岡県生活科学検査センター・（一社）静岡県浄化槽協会からのお知らせです>

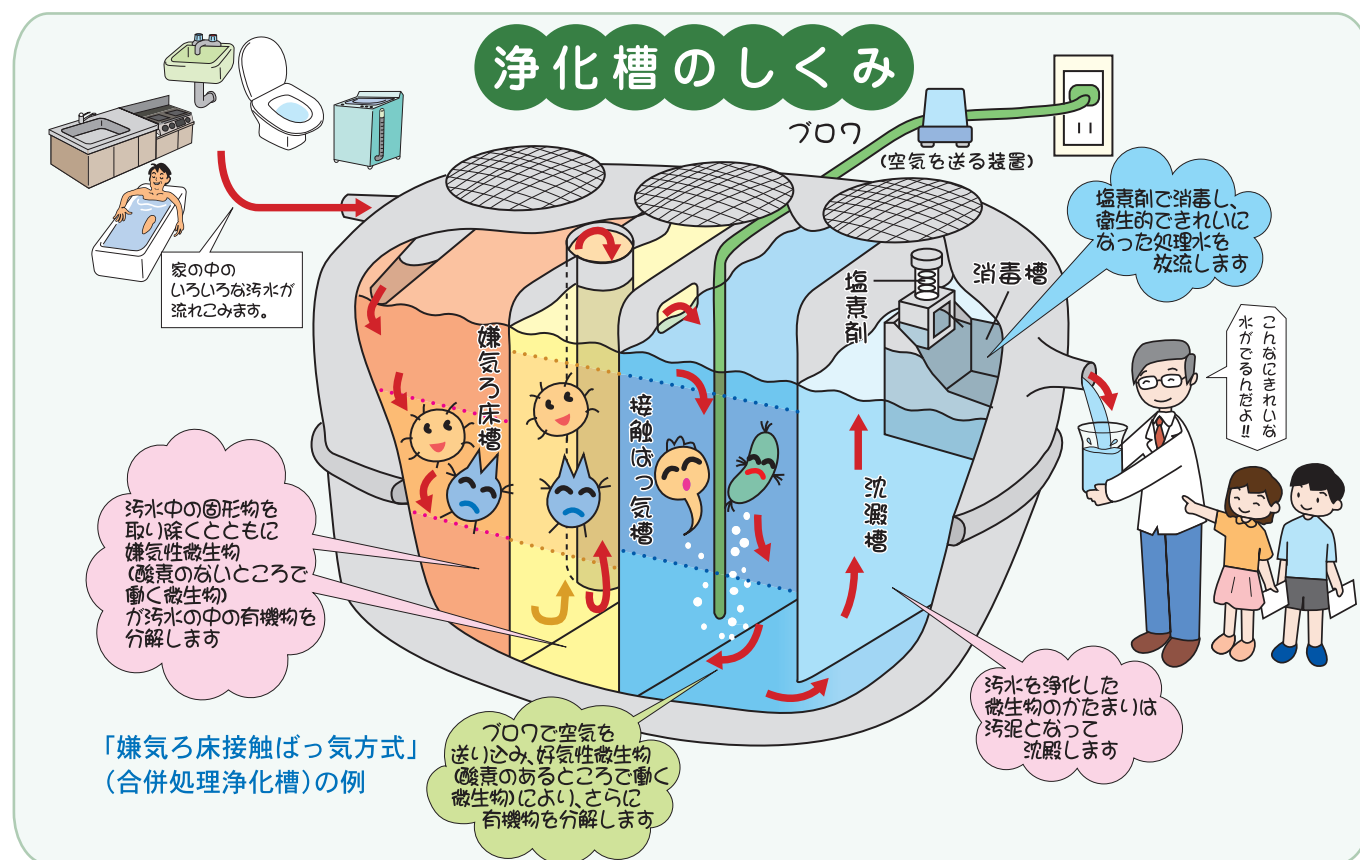
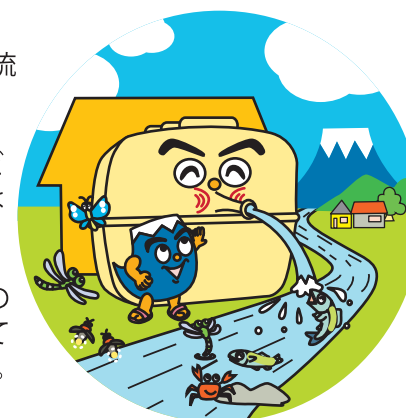
- 家庭からの生活排水を処理して、きれいな水にすることは、地域の水環境と皆さんの快適な生活環境を守ります。
- 浄化槽を使用する場合は、その機能を十分に発揮させるために、適切な維持管理が必要不可欠です。
- 浄化槽法で義務付けられた**保守点検・清掃・法定検査**を必ず行ってください！

浄化槽とは

浄化槽は、微生物の働きにより汚水を浄化し、きれいな水にして放流する装置で、「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」があります。

合併処理浄化槽…トイレの排水と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）を併せて処理します。新たに設置する時は合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

単独処理浄化槽…トイレの排水のみを処理します。生活雑排水はそのまま側溝に流すため、河川や湖を汚す原因となっています。現在では新たに設置することができません。



単独処理浄化槽を使用されている皆様へ！

- 合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と異なり生活雑排水も処理するので、河川などに放流する汚れが8分の1になり、環境に配慮されています。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えに対して補助を行っている市町もありますので、**水環境を守るために、積極的な転換に努めましょう！**
- 詳しくは設置場所の市役所、町役場へお問い合わせください。

浄化槽法に基づく3つの決まりごと

1. 保守点検とは！？

- 浄化槽の点検や調整、修理のことです。
- 保守点検を行うには専門的な知識が必要なため、**県知事（政令市は市長）の登録を受けた業者に委託してください。**
- 保守点検回数は、**合併処理浄化槽と単独処理浄化槽で異なり、次のとおり定められています。**



処 理 方 式		浄 化 槽 の 種 類	頻 度
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が 20 人以下	4か月に1回以上
		処理対象人員が 21 人以上 50 人以下	3か月に1回以上
	活性汚泥方式	指定なし	1週間に1回以上
	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
		②スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（①を除く）	2週間に1回以上
		①及び②に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3か月に1回以上
	単独処理浄化槽	各種	1～6 か月に1回以上

- 大きな地震や水害があった場合は、浄化槽が正常に機能しているか点検をお願いします。

○保守点検に関するお問合せ先

お近くの健康福祉センター環境課又は生活環境課へお問い合わせください。
（連絡先は 4 ページを参照してください。）

2. 清掃とは！？

- 浄化槽内にたまった汚泥などを引き抜き、浄化槽の中を掃除する作業です。
- 市町の許可を受けた業者に委託し、**年 1 回以上清掃を行ってください。**
- 清掃に関するお問合せ先**

お住まいの市役所、町役場の浄化槽担当課へお問い合わせください。



3. 法定検査とは！？

- 浄化槽の設備状況や維持管理が適正で、ご家庭の排水が本当にきれいになっているかを確認する重要な検査です。
- 浄化槽の健康診断のようなもので、静岡県が指定した（一財）静岡県生活科学検査センターに依頼して、**必ず検査を受けてください。**
- 法定検査は**2種類**あります。

7 条 検 査	浄化槽設置後の検査 浄化槽を設置した時に、その設備や装置が有効に機能しているかを検査するもので、早期にその欠陥を是正することを目的としています。 （浄化槽使用開始後、3～8か月の間に1回行います。）
11条検査	定期検査 保守点検や清掃などの維持管理が適切に行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。（7条検査を行った翌年から毎年1回行います。）

- 検査内容として、**外観検査、水質検査、書類検査が行われます。**

外観検査	設置状況・消毒実施状況・蚊ハエ等発生状況・悪臭発生状況
水質検査	水素イオン濃度（pH）・溶存酸素量（DO）・透視度・残留塩素濃度・BOD [※]
書類検査	設置者が保存している保守点検記録・清掃記録（記録は 3 年間保管してください。）

※BOD とは水の中の汚れ（有機物）がどれくらいあるかを示すものです。

- 検査手数料は次のとおりです。

7条検査

処理対象人員	10 人以下	11 人 ～ 20 人	21 人 ～ 50 人	51 人 ～ 100 人	101 人 ～ 300 人	301 人以上
金 額	11, 500 円	11, 500 円	14, 500 円	18, 000 円	19, 500 円	21, 500 円

11条検査

処理対象人員	10 人以下	11 人 ～ 20 人	21 人 ～ 50 人	51 人 ～ 100 人	101 人 ～ 300 人	301 人以上
金 額	5, 800 円	6, 500 円	9, 500 円	13, 000 円	15, 000 円	17, 000 円

- 法定検査に関するお問合せ先

静岡県指定検査機関

（一財）静岡県生活科学検査センター
指定番号：静岡県環生第 1 号
施設住所：〒425-0085 焼津市塩津 1-1
電 話：054-621-5030

